

公益財団法人日野市環境緑化協会公告式規則

〔平成24年4月1日〕
規則第1号

(趣 旨)

第1条 公益財団法人日野市環境緑化協会の公告は、この規則に定めるところによる。

(規則の公布)

第2条 規則の公布は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(規程の公告)

第3条 前条の規定は規程にこれを準用する。

(施行期日の特例)

第4条 規則又は規程はそれぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。